



年頭のご挨拶



皆様、明けましておめでとうございます。

今年、アメリカの大統領がトランプさんに代わります。昨年来マスコミに大きく取り上げられ、その未知数の政治的手腕がどのように発揮されるのか、ともすれば反発を招いた言動がどう変化していくのか、その影響度に関心が集まるところです。大国の政治的主導者の行動は、グローバルな社会だといわれる今日、果たして私達にも影響を及ぼすのでしょうか。

しかしながら、どんなに大きな変化が生じて、私達が生活を営むためには、それを乗り越え、打ち勝っていかねばなりません。将来を見越して、大きなビジョンを描きながら、今よりより良い状況を作り出すこと、そうした対応が求められます。

そのためには過去から現在までの情報をできるだけ多方面から収集し、克明に分析し、それに加えて未来に向けた新しい発想を生み出し、それを政策として明らかにしていく必要があります。そしてそれをビジョンと共に、具現化した計画に従って、着々と行動に移していくのです。もちろん途中で生じる変化に迅速に対応するために、第2、第3の対策も事前に用意しておくことも肝要です。状況が変われば、臨機に、時を置かず行動に移せる、そんな姿勢が求められます。

私共の事務所では世の中の変化に迅速に対応しながら、さらなるサービスの向上と業務領域の拡大を図っていきます。そのために昨年来、業務のシステム化、情報の共有化に取り組んでおります。これが完成した暁には、日本で一番システム化された、迅速に行動出来る事務所となる予定です。

本年も広島事務所、東京事務所ともにスタッフ一丸となり、お客様に満足をいただけるよう精一杯頑張ってお参ります。今年もよろしくお付き合いいただきますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、皆様のご多幸をお祈りいたします。

平成29年正月

代表社員 佐藤克則



SATO'S NEWS LETTER

2016年12月号
2017年1月合併号 (No.86)

CONTENTS

- 年頭のご挨拶 P.1
- 人口減少時代の「働き方改革」 P.2
- 助成金情報 P.3
- 島根県 PR P.4
- スタッフ紹介 P.4

1月の社会保険労務と税務

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 特例による源泉徴収税額の納付〈7~12月分〉(納期特例届出書提出者は1/20までに納付)
- 一括有期事業開始届の提出

31日

- 労働者死傷病報告書の提出〈休業4日未満10~12月分〉
- 健保・厚年の保険料納付
- 労働保険料の納付〈延納第3期分〉
- 法定調書の提出
- 給与支払報告書の提出〈1月1日現在のもの〉
- 固定資産税の償却資産に関する申告

人口減少時代の「働き方改革」

－長時間労働なくす生産性の向上を！－

日本政府は人口や労働力人口が継続して減少している中で、長時間労働・残業などの悪しき慣習が日本経済の足を引っ張って生産性低下の原因になっていると考え、最近、働き方改革に積極的な動きを見せています。

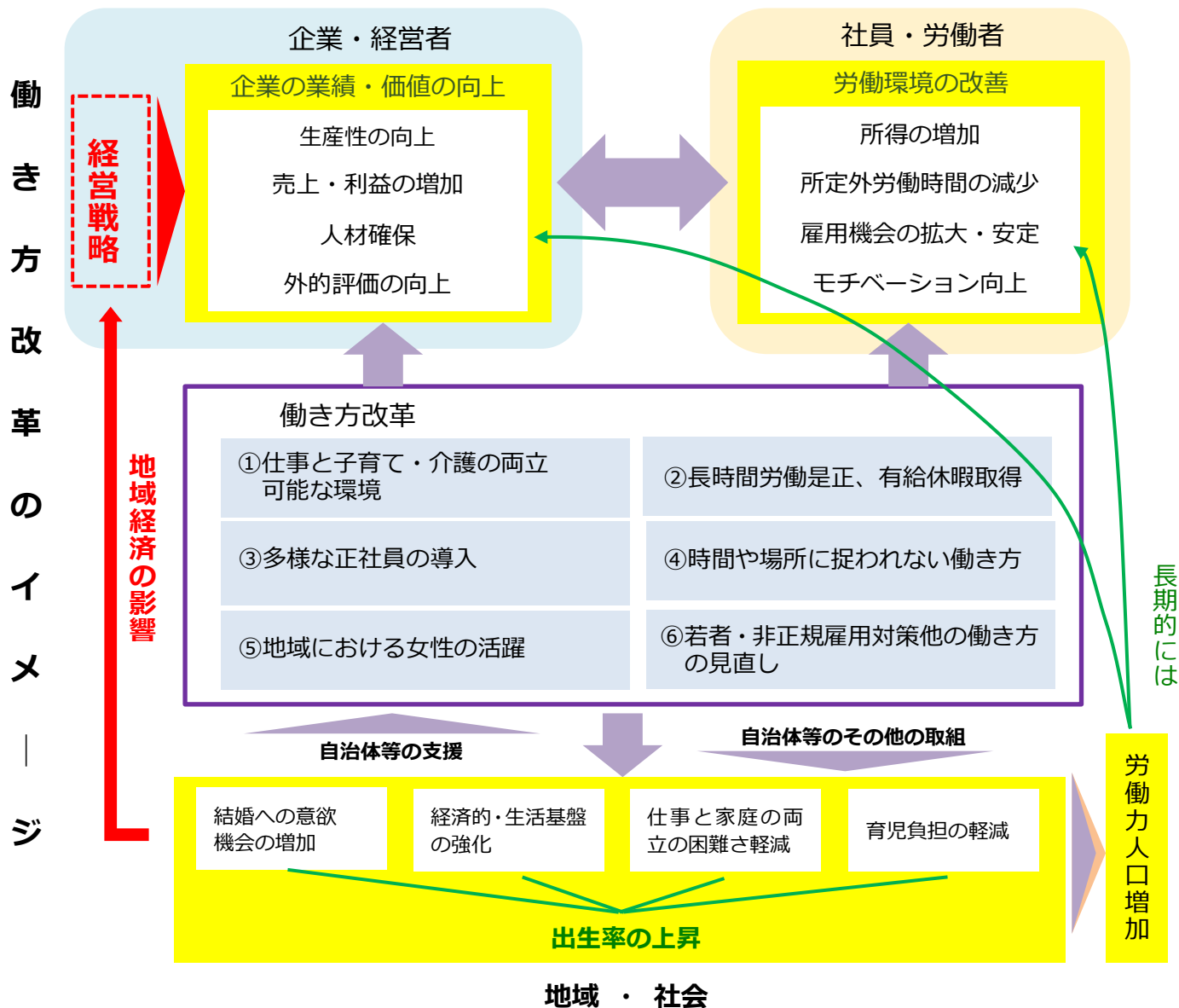
今後ますます加速していくことが考えられますので、その動きをご紹介します。

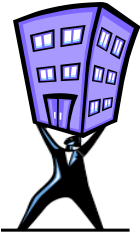
なぜ今『働き方改革』が必要なの？

- 人口減少が進む中、生産年齢人口が減少していくため、企業における労働力の確保は、今後より一層困難な状況になることが懸念されています。
- このため、これからの時代、イノベーションによって生産性の向上を図るとともに、女性や高齢者など、意欲ある多様な人材の能力を企業活動に生かしていくことが重要です。
- また、育児や介護など個人の置かれた状況や、ライフスタイルが多様化していく中、仕事と暮らしの最適なバランスを求めて、多様な働き方を選択したいというニーズが高まっています。

そもそも『働き方改革』とは？

- これまでの働き方を見直し、生産性の向上を図りながら、従業員が働きやすい職場環境づくりに取り組むことです。
 - ・短時間勤務や在宅勤務など多様な働き方ができる制度や仕組みの導入
 - ・業務の効率化等による長時間労働の削減
 - ・休暇取得の促進 など





65歳超雇用推進助成金のお知らせ

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成します。

支給要件

(1) 平成28年10月19日以降において、労働協約又は就業規則による、次の[1]～[3]のいずれかに該当する制度を実施したこと。

[1] 65歳以上への定年引上げ

[2] 定年の定め廃止

[3] 希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入



(2) (1)の制度を規定した際に経費を要したこと。

(3) (1)の制度を規定した労働協約又は就業規則を整備していること。

(4) (1)の制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条又は第9条第1項の規定に違反していないこと。

(5) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

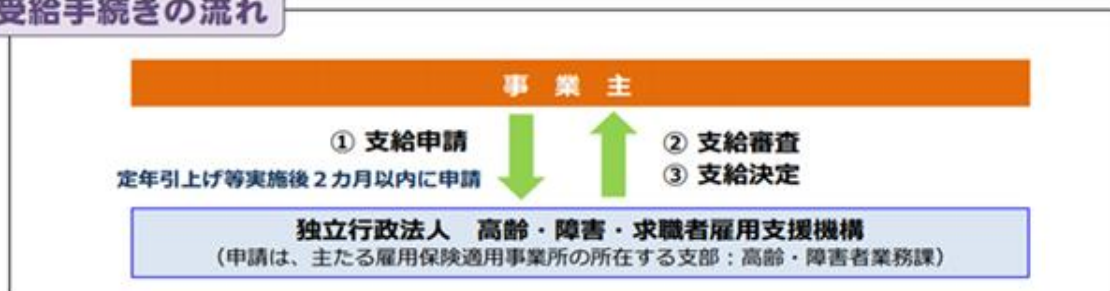
支給額

支給額 定年引上げ等の措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または、定年の定め廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

受給手続きの流れ



☆ その他、要件がございますので、詳しくは社会保険労務法人サトーまで

島根県PR

島根県
広島事務所

- 島根県広島事務所は、「観光」、「物産」、「企業立地」の3本柱の島根情報発信基地です！

島根に遊びに行きたい

島根県内各市町村の観光パンフレットやイベント情報を取り揃え、必見スポットやモデルコース、ツアーなどを紹介しています。

島根の商品が欲しい

島根は海の幸・山の幸に恵まれた宝島。カタログ、パンフレットなどで物産のご紹介をしています。販売店情報などもご提供します。

島根に企業立地したい

島根県内の工場適地のご紹介や、進出の際の各種制度、雇用情報などのご相談をお受けします。

- 企業立地優遇制度を活用できます！

✓ 島根県条例に基づく立地計画の認定を受けることで、『企業立地促進助成金』を受給することができます。

✳投資助成 …… 助成限度額7億円（最大30%）

✳雇用助成 …… 1人当たり130万円（松江市・出雲市は100万円、助成限度額上限なし）

✳低利融資 …… 年1.1%、最高20億円

✓ 立地される市町村からも一定の条件をクリアすれば同様の『企業立地促進助成金』をダブルで受給できます。

<例> 島根県浜田市に立地した場合

* 製造業 …… 投資助成金：投資固定資本額×30%、雇用補助：180万円/人（県130万円+市50万円）

《お気軽にお問い合わせください》

〒730-0032 広島市中区立町 1-23 ごうぎん広島ビル 3F（TEL 082-541-2410）島根県広島事務所 滝口・佐藤

スタッフ紹介

城 雅人（じょう まさと）

血液型：A型

趣味：マラソン

スポーツ観戦

（サッカー・野球）



8月1日にサトー東京事務所へ入社致しました。

前職では労働保険事務組合・社会保険労務士法人に勤務しており、主に労働保険・社会保険の手続きを行って来ました。今までの経験を活かしつつ、お客様のご要望にお応えできるよう、日々努力を致しますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983